

お知らせ 固定資産税に係る土地の評価方法が変更

土地の評価方法見直し 路線価方式に変更

問 税務課 賦課係 ☎ 22-7762

令和3年度評価替えにあわせて、固定資産税に係る土地の評価方法を、従来の「状況類似地区方式」から「路線価方式」に見直します。路線価方式は道路1本1本に付設した路線価をもとに評価を実施。道路幅や公共施設までの距離など個別要因を今までよりきめ細かく固定資産税に反映することが可能です。令和3年度に限り、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地価の上昇で固定資産税が増える商業地や住宅地など全ての土地の税額は据え置きになります。



お知らせ 運転免許証自主返納支援事業

免許証自主返納支援で 交通機関利用券の交付

問 総務課 ☎ 22-0555

視野が狭くなる、記憶力・判断力が低下するなど、加齢とともに体は衰えていきます。このような身体機能の低下を理由に、運転免許証を自主返納した人を支援する支援事業を行っています。自主返納した人には、交通機関の利用券を交付。福智町役場で支援申請を行うことができます。

対象者
福智町に住居登録がある70歳以上の人で、下記のどちらかに該当する人
▶ 運転免許証の自主返納を1年以内に申請した人
▶ 運転免許証を更新せず1年以内に失効した人
※自主返納・失効から1年以上経過した人は対象外です。

支援内容
下記の①・②から5セット分(1万円相当)を選択して、お一人様1度に限り支援を受けることができます。

- ① 平成筑豊鉄道の回数乗車券 10枚綴り(2千円相当)
- ② 福智町タクシー利用券 4枚綴り(2千円相当)



お知らせ 高齢者安全運転支援装置設置促進事業

ペダル踏み間違いによる 交通事故ゼロを目指す

問 総務課 庶務係 ☎ 22-0555

ブレーキとアクセルの踏み間違い事故を防ぐため、自家用車に後付けで「安全運転支援装置」を設置した高齢者に対して福智町独自で補助金を支給します。申請されるかたは事前にご連絡ください。

補助金額と対象
▶ **補助金額** 必要経費の半額【上限5万円】
▶ **対象** ペダルの踏み間違い事故を防止する安全運転支援装置を設置した65歳以上の町内在住者
※国のサポカー補助金を受けていないかたに限りです。

申請に必要な書類
① 設置費用がわかる明細書類の写し
② 装置機能が確認できる物の写し
③ 自動車検査証の写し
④ 自動車運転免許証の写し
⑤ 設置完了後の状況写真



お知らせ 田川地区広域環境衛生施設組合が設立

環境と共生する町づくり 新し尿処理施設が稼働

問 住民課 環境衛生係 ☎ 22-7761

4月1日から田川地区8市町村で構成される田川地区広域環境衛生施設組合が新たに設立され、これまでの3つのし尿処理施設を統合。新しいし尿処理施設「田川地区クリーンセンター」(大任町)が稼働します。処理能力は1日に390kℓで国内最大級の施設。新組合の設立に伴い、田川地区内のし尿汲み取り料金が統一されますが、福智町においては、従来通りのし尿汲み取り料金で変更はありません。

▶ し尿汲み取り料金 108円 / 10ℓ (税別)
※ 10円未満切り捨て



お知らせ 定住促進・住宅改修・耐震改修

この町で暮らしたい 住み続けたい人を支援

問 住宅課 住宅係 ☎ 22-7768

定住促進などを目的に住宅助成・補助事業を今年度も継続して実施します。予算には限りがありますので、なるべくお早めにご連絡ください。

定住促進助成事業

▶ **対象** 夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯、または15歳以下の子どもを扶養するひとり親世帯など
▶ **助成費** 以下のいずれか
① 新築住宅取得費【上限100万円】
※町内業者加算50万円
② 中古住宅購入費の半額【上限50万円】

住宅改修工事補助事業

▶ **対象** 町内業者施工の住宅改修工事
▶ **助成費** 工事費の10%【上限10万円】

木造戸建て住宅耐震改修補助事業

▶ **対象** 昭和56年5月31日以前に着工・建築された家の耐震改修工事
▶ **助成費** 工事費の一部【上限30万円】

※上記3事業の申請には諸条件があります。詳細は、お問合せください。

ニュース 西鉄バス路線廃止の延長

生活路線に代わる 移動手段検討へ

問 まちづくり総合政策課 地域振興係 ☎ 22-7766

乗 務員不足や利用者減少等の理由で西日本鉄道(株)から金田・方城線廃止申し入れを受けた町は、関係市町(田川市、糸田町)と連携した継続要望を行いました。その結果、来年9月末までとなっていた廃止期限が令和5年9月末まで延長となりました。これを受けた町は、地域公共交通会議で廃止時期に応じた移動手段確保についての検討を行います。



お知らせ 福智町避難行動要支援者登録のお願い

自ら避難が難しい人の 救護活動を速やかに

問 防災管理・管財課 防災管理係 ☎ 22-7771

高 齢者や障がい者など災害時に自ら避難することが困難な方を対象に「避難行動要支援者」の名簿登録を行っています。今回、令和2年度中に新たに要件に当てはまる人に「避難行動要支援者登録のお願い」文書を発送していますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、下記要件に当てはまり登録を希望される人は、福智町防災管理・管財課までご連絡下さい。

該当要件

- ▶ 障がい者手帳をお持ちで次の①～③に該当する人
 - ① 身体障害者(1・2級を所持する人)
 - ② 知的障害者(療養手帳 A1を所持する人)
 - ③ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人)
- ▶ 高齢者(70歳以上の人で単身世帯もしくは70歳以上のみの世帯)
- ▶ 介護認定3以上に該当する人

ニュース 福智町消防団に新しい消防車を配備

多機能型消防車を配備 救助・消火活動の強化

問 防災管理・管財課 防災管理係 ☎ 22-7771



消 防庁より令和3年2月22日付けで、消防団無償貸付車両の「救助用資機材搭載型小型動力ポンプ積載車」が福智町消防団に配備され、本部分団に配置されました。エンジンカッターやチェーンソー・油圧ジャッキなど多種多様の資機材を搭載。皆さまの安全安心そして救助・消火活動で活躍します。

